別記第３号様式（第８条関係）

阿世協第　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　阿蘇地域世界農業遺産推進協会長

　　 平成３０年度伝えたい阿蘇の農業遺産資源保全・継承支援事業

補助金交付決定通知書

　平成　　年　　月　　日付けで申請のありました平成３０年度伝えたい阿蘇の農業遺産資源事業補助金については、平成３０年度伝えたい阿蘇の農業遺産資源保全・継承支援事業補助金実施要項に基づき、下記の条件を付けて金　　　　円を交付することに決定いたしましたので、通知します。

記

１．この補助金は、平成３０年度伝えたい阿蘇の農業遺産資源保全・継承支援事業補助金実施要項に従い執行しなければならない。

２．この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を補助事業完了の翌年から起算して５年間整備保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

３．事業施行者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においてもその善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

４．前各号に掲げる条件に違反した場合には、補助金の一部又は全部を返還させることがある。